



テーマ Theme	非行防止教室 「中学生と少年法」
学校・園名 School name	米原市立米原中学校 (2年生)
講師等 Lecturer etc.	滋賀県教育委員会事務局 学校教育課
実施日 Date	平成26年5月20日
教科等 Subject etc.	総合的な学習の時間

授業
Class



今回は、スクールカウンセラーである講師の方が、「中学生と少年法」というテーマで、今年度、14歳になった生徒たちに、わかりやすく話をしてくださいました。刑法が適用される年齢が14歳以上ということで、身近にありそうな少年事件の例をあげながら、刑法が適用されるとはどういうことかなどをクイズや模擬審判を通して説明してくださいました。犯罪を犯すと、成人は裁判にかけられ処罰を受け（公開）、未成年者（14歳以上）は家庭裁判所で審判にかけられ処分が決まります（非公開）。今回の模擬審判では、本を万引きした未成年（14歳以上）の少年の処分を、皆で9つある案から投票して決めましたが、審判は保護・教育を目的としている点で、処罰を受ける裁判とは考え方が違うことを学びました。また、いじめという行為は犯罪につながりやすいこと、身近に起こりそうなことも刑法で審判にかけられる可能性があることなどを教えてくださいました。※審判…家庭裁判所が少年事件について行う手続き。

感想
Impression

生徒より Impression from Children

- 私たちも罪を犯してしまったら処分を受けなければいけないなんて知らなかったので驚きました。
- 私たち中学生は、もう子ども扱いではなく、大人扱いなんだということをしっかり自覚して生活していかなければならないことをあらためて感じました。
- 模擬審判の劇がすごく分かりやすくて良かったです。処分の判断は、すごく迷いました。また、処分にはどんな方法があるかを知ることができました。

学校より Impression from school

非行・触法行為に対して、社会的責任を負う14歳を迎える中学2年生を対象に講話をしていただきました。テーマからすると、堅苦しい内容になってしまうことを心配していたのですが、講師の方がクイズや少年事件の模擬審判など生徒が参加しながら学べる工夫をしてくださり、生徒自身が身近なこととして受け止め、学ぶことができたように思います。

講師より Impression from lecturer

中学生と少年非行というテーマでしたので、講義よりも体験学習風にしたくて、模擬審判を導入しました。中学校側が丁寧な準備をしてくださり、スムーズに実施できました。70人を超す人数だったので、集中力が続くか心配もありましたが、実施した部屋の広さも適当で、何人もの先生に手助けに来ていただけだったので、本当に助かりました。

一生徒たちへメッセージ 生徒の皆さんと楽しく学習ができ、うれしかったです。関心をもってもらえたのではないのでしょうか。裁判所の職員の仕事の紹介をしたのは、将来、この分野で働こうと思う人が出てきてくれたら、との思いからでした。